

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成 31 年 4 月 4 日付けの「生活保護変更通知書」（以下「本件処分通知書」という。）により行った、法 25 条 2 項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

- 1 この生活保護基準では、憲法 25 条が保障する健康で文化的な人間らしい生活ができない。
- 2 児童扶養手当資格喪失通知書の消滅年月日が平成 31 年 3 月 28 日の為

### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項により、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年10月15日	諮問
令和元年11月28日	審議（第39回第3部会）
令和元年12月19日	審議（第40回第3部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

(1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定し、法8条1項の規定によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしてされており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

また、法10条の規定によれば、保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとしてされている。

(2) 法25条2項及び同項が準用する24条4項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

(3) 児童扶養手当法4条1項によれば、都道府県知事、市長（特別

区の区長を含む。)及び福祉事務所を管理する町村長は、父母が婚姻を解消した児童の母が当該児童を監護する等の場合に、当該母に対し、児童扶養手当を支給するとしている。そして、同法3条1項によれば、同法において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者をいうとされている。

また、同法7条1項によれば、児童扶養手当の支給は、受給資格者が6条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるとされ、同条3項によれば、同手当は、毎年4月、8月及び12月の3期に、それぞれの前月までの分を支払うとされている。

- (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律3条1項によれば、国は、障害児の父又は母がその障害児を監護するときは、その父又は母に対し、特別児童扶養手当を支給するとされている。そして、同法2条1項によれば、同法において「障害児」とは、20歳未満であって、5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいうとされ、同条5項によれば、障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定めるとされている。

また、同法5条の2第1項によれば、特別児童扶養手当の支給は、受給資格者が5条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるとされ、同条3項によれば、手当は、毎年4月、8月及び12月の3期に、それぞれの前月までの分を支払うとされているが、同条4項によれば、3項本文の規定により12月に支払うべき手当は、手当の支給を受けている者の請求があつたときは、同項本文の規定にかかわらず、その前月に支払うものとするとしてされている。

- (5) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4

月 1 日付厚生省発社第 1 2 3 号厚生事務次官通知) の第 8・3・(2)・ア・(ア)によれば、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を認定することとされ、また、同厚生事務次官通知の第 1 0 によれば、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第 8 によって認定した収入(収入充当額)との対比によって決定するとされている。

- (6) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 3 8 年 4 月 1 日付社発第 2 4 6 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。ただし、平成 3 1 年 3 月 2 9 日付社援発 0 3 2 9 第 3 6 号厚生労働省社会・援護局長通知による改正後のもの。) の第 7・2・(1)・アによれば、傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者が世帯員にいる場合であって、保護の基準別表第 1 第 1 章の 1 の(1)に規定する地区別冬季加算額によりがたいときは、地区別冬季加算額に 1.3 を乗じて得た額(当該額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、当該端数を 1 0 円に切り上げた額とする。)の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこととされている。

また、局長通知の第 8・1・(4)・アによれば、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1 年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

## 2 本件処分の適否について以下に検討する。

### (1) 保護変更の理由の認定について

処分庁は、請求人世帯に対して実施する保護において、平成 3 1 年 4 月 1 日付けにて変更をなすべき各事由があることを確認したことから、本件処分を行ったものと認められる。このことにつ

いての処分庁の判断に関しては、請求人の子に係る年齢区分の変更、請求人世帯に係る冬季加算の削除、請求人に係る母子加算の削除及び請求人に係る本件各手当の収入認定、これらのいずれの変更事由に係る事実の認定においても、その判断について不合理とすべき点を指摘することはできず、また、いずれも上記1の法令等の定めを正しく適用したものであり、違法・不当な点は認められない。

(2) 保護費の算定について

本件処分による平成31年4月分の保護費の支給額算定は、先行する本件開始決定により算定された同年3月分の保護費を基礎として、上記(1)の事由により変更を加えたものである。そして、このうち、同年3月分及び同年4月分のそれぞれの基準生活費（125,140円及び119,940円）についてみると、保護基準が定める所在地域（級地区分）別、世帯構成別、年齢別などの区分に正確に当てはめた上で行われているなど、その他全体として違算も認められない。

さらに、本件処分において、請求人の子に係る障害者加算の額40,960円は、26,310円（保護基準別表第1・第2章・2・(1)により、1級地の在宅者で、同(2)・ア（身体障害者手帳1級）に該当する者に適用する額）に、14,650円（障害が重度の場合について、同(3)の規定を適用した額）を加えた額であり、本件開始決定における額（日割計算の基礎となる月額）から変更はなく、また、保護基準に則って正しく算定されているものと認められる。

そして、請求人世帯の平成31年4月分の最低生活費（160,900円）は、基準生活費（119,940円）と障害者加算（40,960円）との合計額であり、他に加える項目はないものと認められるから、本件処分における最低生活費において、違算を認めることはできない。

さらに、本件各手当に係る収入認定の方法及びその額の認定も、平成30年8月分から11月分までの本件各手当の受給実績を確認し、これを踏まえた上、平成31年4月に本件各手当の支給が確実になされることを見越した上でなされており、当該判断は、上記1の法令等に照らして、適切に行われているものと認められる。

したがって、本件処分における保護費の額の算定において、違法・不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張（第3）について

- (1) 請求人は、この生活保護基準では、憲法25条が保障する健康で文化的な人間らしい生活ができないと主張しており、法規範たる保護基準が憲法の規定に違反している旨、ひいては保護基準に依拠してなされた本件処分が、憲法違反の処分である旨主張しているものと考えられる。

しかし、行政機関である処分庁は、現行の法令を所与のものとした上で、これを誠実に執行すべき立場にある。また、同じく行政機関である審査庁も、現行の法令を所与のものとした上で、処分が現行の法令に適合したものであるかどうかを判断することをその職分とするものであって、現行の法令に対する不服について審査する立場にはなく、処分が法令に適合していると判断された場合には、これを取り消すことはできない。

- (2) また、請求人は、「消滅年月日が平成31年3月28日の為」と主張する。当該主張の趣旨は、児童扶養手当の受給資格を平成31年3月28日に喪失したため、平成31年4月の収入として児童扶養手当の額を認定されるのは違法・不当であるというもののようである。

しかしながら、本件各手当は、いずれも毎年4月、8月及び12月の3期に、それぞれの前月までの分を支払うこととされている。

るから、平成30年12月分から平成31年3月分までの4か月の各手当は、平成31年4月に、現に請求人に対して支給されるものである。法の基本原理（5条）とされる保護の補足性の原理（4条）からして、本件各手当に係る当該収入は、法による保護に優先して請求人世帯の最低限度の生活の維持のために活用されるべきものであるから、平成31年4月に支給される本件各手当を、請求人世帯に支給すべき保護費の算定において、収入認定すべき項目とすることは、法の趣旨に適合した措置である。

(3) 以上のとおり、上記(1)及び(2)の請求人の主張は、いずれも理由がない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

本件処分について、上記2及び3に述べた以外の点においても、違法又は不当があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成